

## 2 地域医療

### (1) 医療施設の状況

管内の医療施設は、病院 34、診療所 184、歯科診療所 90、助産所 8 であるが、その多くは別府市に集中し、地域的な偏在が見られる。

なお、別府市は交通の便も良く、温暖な気候や温泉にも恵まれていることから、他市町村からの受療者も多い。

#### ① 令和元年度中の医療施設の動態

令和元年度末現在（単位：か所）

区分	東部保健所管内		国東保健部管内	
	新規開設	廃止	新規開設	廃止
病院	-	-	-	-
診療所	-	6	-	-
歯科診療所	3	2	-	-
助産所	-	-	-	-

資料：東部保健所調べ

#### ② 医療施設数

令和元年度末現在（単位：か所、床）

		施設数	病院						診療所施設数	診療所		助産所		
			総数	病床数				一般療養		診療科	技工工所科			
				一般	療養	感染症	精神						結核	
人口 10 万 対	全国	6.6	1,223.1	704.4	252.7	1.5	260.7	3.8	80.8	68.3	6.7	54.3		
	大分県	13.7	1,750.9	1,043.4	241.2	3.5	458.4	4.4	83.5	321.2	25.1	47.3		
	管内	16.7	2,258.7	1,419.9	392.1	3.9	418.2	24.6	90.5	329.1	33.9	44.3	15.3	3.9
	管内	34	4,591	2,886	797	8	850	50	184	669	69	90	31	8
	東部保健所	31	4,299	2,678	717	4	850	50	161	566	57	77	28	7
	別府市	25	3,737	2,309	650	4	724	50	119	498	57	58	18	5
	杵築市	3	324	174	24	-	126	-	25	43	-	8	6	-
	日出町	3	238	195	43	-	-	-	17	25	-	11	4	2
	国東保健部	3	292	208	80	4	-	-	23	103	12	13	3	1
	国東市	3	292	208	80	4	-	-	22	93	6	13	3	1
	姫島村	-	-	-	-	-	-	-	1	10	6	-	-	-

注：1) 「人口 10 万対」の欄の全国及び大分県の数値は平成 30 年 10 月 1 日現在

2) 「人口 10 万対」の欄の管内を算出する際の基準人口は、令和元年 10 月 1 日現在

資料：1) 病院・診療所・歯科診療所（人口 10 万対の全国、大分県）は、厚生労働省「医療施設動態調査」

2) 管内の基準人口は、大分県「毎月流動人口調査」

3) 東部保健所調べ

## (2) 医療関係従事者の状況

平成 30 年 12 月 31 日現在 (単位：人)

		医 師	歯 科 医 師	薬 劑 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士
人口 10 万 対	全 国	246.7	80.5	190.1	41.9	29.2	963.8	240.8	104.9	27.3
	大 分 県	275.2	64.5	171.0	58.7	29.3	1,276.2	485.0	131.4	52.8
管 内	管 内	325.7	68.9	188.9	61.5	25.1	1,566.0	516.6	134.3	52.2
	管 内	662	140	384	125	51	3,183	1,050	273	106
東 部 保 健 所	東 部 保 健 所	624	120	348	98	51	2,919	960	248	102
	別 府 市	549	96	287	64	44	2,447	710	190	83
	杵 築 市	37	10	37	20	7	270	138	29	9
	日 出 町	38	14	24	14	-	202	112	29	10
国 東 保 健 部	国 東 保 健 部	38	20	36	27	-	264	90	25	4
	国 東 市	35	19	36	27	-	252	86	22	3
	姫 島 村	3	1	-	-	-	12	4	3	1

注：1) 「人口 10 万対」の欄の医師・歯科医師・薬剤師の全国及び大分県の数値は、平成 30 年 12 月 31 日現在

2) 「人口 10 万対」の欄の管内を算出する際の基準人口は、平成 30 年 10 月 1 日現在毎月流動人口

資料：1) 医師、歯科医師、薬剤師は厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」の医療施設及び薬局従事者計(平成 30 年末)

2) 上記以外は、各職種毎の「業務従事者届」の就業者数(平成 30 年末)

3) 注：1) 以外の職種の全国及び大分県の数値は「衛生行政報告例」(平成 30 年末現在)

## (3) 医療機関立入検査

医療機関が医療法その他の法令に規定された構造を有し、適正な管理を行っているか否かを検査することにより、科学的でかつ適正な医療を提供するにふさわしいものとするを目的として、医療機関立入検査を実施している。

令和元年度の医療機関立入検査は、病院 28 施設、一般診療所 33 施設、歯科診療所 14 施設に対して、①医療安全管理、②院内感染防止対策、③防火・防災体制に関連する事項を重点に実施した。

薬事監視員や保健師など多職種による立入検査体制により、麻薬等医薬品の適正管理等、専門的な指導・助言を行った。

### 医療機関への立入検査実施状況

令和元年度 (単位：か所)

	対 象 施 設 数		実 施 施 設 数		実 施 率	
	東 部 保 健 所 管 内	国 東 保 健 部 管 内	東 部 保 健 所 管 内	国 東 保 健 部 管 内	東 部 保 健 所 管 内	国 東 保 健 部 管 内
総 数	270	38	66	9	24.4%	23.7%
病 院	25	3	25	3	100.0%	100.0%
一 般 診 療 所	161	22	29	4	18.0%	18.2%
歯 科 診 療 所	77	13	12	2	15.6%	15.4%
助 産 所	7	-	-	-	0.0%	0.0%

注：対象施設数は管内全施設から医療政策課立入検査実施施設を除いたもので、数値は令和 2 年 3 月 31 日現在

資料：東部保健所調べ